

2025 年 2 月 5 日

大阪市教育委員会

教育長 多田勝哉 様

2024 年度

在日韓国人の民族教育、国際理解教育の推進を求める

要 望 書

在日本大韓民国民団大阪府本部

2024年度

在日韓国人の民族教育、国際理解教育の推進を求める要望書

貴教育委員会が、人権尊重の教育を柱に、1997年策定『『本名指導』をすすめるために』（以下「指導の手引書」）、2001年度策定「在日外国人教育基本方針」（以下「基本方針」）、2003年策定「多文化共生の教育をめざして―事例集―」、大阪府教育委員会作成「ヘイトスピーチ問題を考えるために―研修用参考資料―」（以下「ヘイトスピーチ研修資料」）、「新任教員のためのガイドブック」などをもとに在日韓国人の民族教育、国際理解教育推進に積極的に取り組んで来られたことに対し、敬意を表します。

近年、韓日両国民による交流が大幅に広がり、相互理解が一層深まりました。

しかし、在日韓国人をはじめとする外国人に対する排外的な言動により在日外国人教職員や在日外国人児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒に対する人権侵害や民族差別が、現在においても懸念されています。

特に一昨年10月に大阪市内の小学校において、在日韓国人児童に対する深刻なヘイトスピーチ事件が発生しましたが、その再発防止策に不安が残ります。

また、2017年度から大阪府費負担教職員の給与負担等が大阪市へ移譲されたことにより、大阪市の人権教育・民族教育の財産ともいえる常勤民族講師に関わる制度の後退が危惧されています。

民族学級に関わる市費常勤民族講師の身分保障および制度を教諭と同等待遇となるように改善してください。また、民族学級維持のため、後任講師配置を支援してください。

歴史的な経緯および1991年韓日外相覚書を踏まえた上で、貴委員会がこれまで推進されて来られた取り組み、民族教育・国際理解教育を一層推進してください。

そして、韓国籍の児童・生徒が本名を使って安心して学校に通い、加えて、韓国にルーツのある児童・生徒が民族名を使って安心して民族学級で学び続けることができるようにしてください。

そのために、民族教育の拡充と多民族・多文化共生教育を大阪市内の学校に定着させるよう、次の通り要望いたします。

要望事項

I 「基本方針」の具現化

1. 人権侵害であるヘイトスピーチに対して適切な対応をし、教育現場における在日外国人に対する偏見や民族差別事象を根絶するための施策を実施してください。
 - ①昨年度に発生した民族差別事象の傾向と課題を明らかにしてください。
 - ②「ヘイトスピーチ研修資料」の活用状況を教えてください。また、差別を見抜く感性を育てるような教職員人権教育研修を積極的に実施するよう、教職員用研修を充実させてください。
2. 各学校園において在日外国人が安心して本名を使用できる環境を醸成するために、以下のことがらを実施するよう管理職・教職員を指導してください。
 - ①就学前指導や入学後の本名指導の徹底
 - ②中学進学時の小中連携（外国人主担者連絡会議の開催など）、高校進学時の中高連携（入学志願書など）の徹底
 - ③指導要録や卒業証書授与台帳など公簿類への本名および母国語よみのふりがな記載の徹底と卒業証書への本名記載の徹底
 - ④「指導の手引書」を用いた校内研修の実施
3. 大阪市外国人教育研究協議会（市外教）などと連携して、多民族・多文化共生教育の取り組みを充実させてください。また、外国人教育主担の役割を明確にし、その役割を果たすために外国人教育部会を設置するなど校内体制をつくるよう指導するとともに、主担者研修会を充実させ、特に在日韓国人教育研修を加えてください。
4. 韓国にルーツを持つ日本国籍・重国籍の児童・生徒の実態を把握し、民族教育を保障してください。
5. 大阪市内にある、韓国系民族学校である白頭学院建国学校、大阪金剛インターナショナルスクール、および大阪府内にある、韓国系各種学校であるコリア国際学園の学校案内を韓国籍児童・生徒が在籍する学校および民族学級が開設されている学校で紹介し、活用してください。

II 教育公務員

1. 外国籍教員の採用時の資格を「教諭（指導専任）」から本来の「教諭」に戻し、憲法第十四条の「法の下に平等、差別禁止」に則って、管理職任用試験の受験資格を認めてください。

2. 外国籍教職員の採用、本名使用について

- ①外国籍教職員の本名使用を徹底してください。
- ②採用後は外国籍教員の状況を把握して、安心して働ける職場環境をつくり、教職員・PTAで外国人教育研修を行うよう指導してください。
- ③通称名使用の外国籍教員、期限付き講師や教育実習生が本名を使用するよう指導してください。

Ⅲ 民族学級・民族クラブ（国際クラブ）

1. 歴史的な経緯および1991年韓日外相覚書を踏まえて、民族学級は、韓国籍と韓国にルーツのある児童・生徒のための民族教育の場としてください。そして、すべての児童・生徒には、国際理解教育、多文化共生教育を進めてください。
2. 「国際理解教育推進事業」について
 - ①事業開始当初の目的に沿って、どのような内容なのか、また、現状と成果を教えてください。
 - ②昨年度の成果と課題、今後の展望を示してください。
 - ③同制度の拡充を図り、会計年度任用職員（多文化共生教育推進コーディネーター）、いわゆる民族講師の増員および待遇改善をしてください。
3. 民族学級に関わる市費常勤民族講師の身分保障および制度を教諭と同等待遇となるように改善してください。また、民族学級維持のため、後任講師配置を支援してください。
4. 教職員がヘイトスピーチ事件と認識する感性を持ち、民族学級へのヘイトスピーチ事件が起きた時に、学校が適切に対応するとともに、被害を受けた児童・生徒と保護者に対して心のケアなどの対策を確立してください。
5. 高校進学時の中高連携として、外国籍生徒・保護者向けに「教育相談コーナー」を設けて、韓国語教科や授業のある高校の紹介、地方公務員・教職員などの国籍条項が撤廃されていること、高校進学時に民族系奨学金制度（朝鮮奨学会、韓国教育財団、在日韓国奨学会など）について説明するよう、中学校に指導してください。
6. 民族教育をはじめとする多文化共生教育のための将来構想を研究する場を作ってください。